

中小企業診断士の新規及び更新登録の要件となっている
実務従事の対象拡大について

令和元年7月31日より、中小企業診断士の新規及び更新登録の際の実務従事の対象範囲が拡大されました。

これまで中小企業支援法で定義されている中小企業者に限られていましたが、令和元年7月31日から、従業員数の要件を満たす医業又は歯科医業を主たる事業とする法人（医療法人等）、社会福祉法人、特定非営利活動法人（NPO法人）が新たに追加されました。

- ・新たに追加された実務従事の対象範囲（中小企業庁ホームページより抜粋）

継続的に収益事業を行う以下の法人

法人名	常時使用する従業員の数 (以下「従業員数」という。)
①医業又は歯科医業を主たる事業とする法人	従業員数300人以下
②社会福祉法人（①を除く）	従業員数100人以下
③特定非営利活動法人（①を除く） ただし	従業員数300人以下
・小売業を主たる事業とするもの	従業員数50人以下
・卸売業又はサービス業を主たる事業とするもの	従業員数100人以下

（注）社会福祉法人は、社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人、特定非営利活動法人は、特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人。

※収益事業とは物やサービスの提供に対して対価を得るものをいいます。

実務従事の対象範囲の詳細につきましては、中小企業庁ホームページ中小企業診断士関連情報の「Q&A 申請書、証明書等の作成要領」のQ3をご参照ください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/shindanshi/index.html>